

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに☑

最低賃金とは、働くすべての人に
賃金の最低額を保障する制度です。

滋賀県 最低賃金

令和7年 10月5日から
時間額

前年比 **UP**
63円

1,080円

WEBで確認!

最低賃金に
関する特設サイト

最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
滋賀労働局または
最寄りの労働基準監督署へ

滋賀労働局 検索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ 検索

業務改善
助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金引上げを支援する
「業務改善助成金」を活用しましょう!

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。



業務改善助成金
コールセンター

☎ 0120-366-440

【詳しくは、こちら】

業務改善助成金 検索

働き方改革
推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金
の引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

【詳しくは、こちら】

働き方改革推進支援資金 検索

車内の携帯電話のご利用マナーにご協力ください

リサイクルマーク(A)
このマークは、環境マークです。
リサイクルできます。(R7.9)

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare